

# 土地收用法上の費用負擔に關する要項

齋 藤 勝 売

土地收用法又は土地收用法に基づきて發する命令に規定したる手續其の他の行爲を爲すために要する費用負擔に關しては、土地收用法は、その第六十八條乃至第七十一條で如何なる場合に、何人が費用を負擔すべきかを定めてゐるから、殊更に、負擔に關する事柄を述べる迄もなく、自らその規定に依つて闡明する所であるけれども、實際收用手續を爲す場合、其の方法とか、手續とかに就て、幾分疑問の起ることがあるやうである。

今之等費用負擔の場合に關し、事柄別に列記して、法令の根據、行政實例其の他を参考として、便覽的に記述してみることとする。

(1) の場合に於ては、少し無理があるかも知れないが、市町村長が國の委任事務の一部を掌るもの（市制第九十三條、町村制第七十七條）と解し、市町村の負擔とみると出來ないこともないが、(2) の場合の費用を立會人に負擔せしむるのは、少し妥當性を缺くやうな感じがする。寧

## (一) 土地物件調書作成費

説 苑

る起業者の負擔としてもよいやうな氣がするけれども、起業者の負擔とすべき收用審査會の費用の場合の如き規定もないで斯く解するの餘儀ない次第である。

### (二) 收用審査會の費用

- (1) 鑑定人及事實参考人の旅費及手當
- (2) 裁決書賃本の調製費
- (3) 郵便及電信料
- (4) 傭人料

右は明治三十三年三月三十一日勅令第二百二號を以て何れ

も起業者の負擔とせられてゐるから、負擔の歸屬は明かであるが、併し此の負擔の方法とか、手續とかに付ては少し疑問の餘地がある。明治三十三年の勅令に依れば、鑑定人及事實参考人の旅費額及手當は起業者の負担とせられてゐるが、その支給額は一定の範圍内に於て收用審査會が決定することになつてゐる(施行令第十三條及第十四條)。

若し、鑑定人及事實参考人が直ちに起業者に對し、旅費及手當を請求しても(起業者が偶々府縣又は府縣知事の場

合は格別)通常の場合に於ては、起業者は支給額を決定することが出來ないので、收用審査會に其の額を決定して貰ふことになり、其の間無駄な時間と、冗費を要することとなる。そこで鑑定人及事實参考人は直接收用審査會々長たる地方長官に請求し、地方長官は起業者よりその費用を徵收する(武井、田中共著土木行政土地收用法五五八頁)といふことになれば、旅費及手當を受ける者にとつて簡便である。施行令が手當及旅費額に付て「收用審査會ノ定ムル所ニ依ル」と規定した趣旨が肯かれる。

尙進んで考ふべきことは、右の地方長官が其の費用を支出するに當つて、府縣豫算を通して爲すべきか否かの問題が殘る。之に付いては各府縣取扱を異にしてゐるやうである。(鑑定人及事實参考人をして、直接費用を起業者に請求せしめてゐる府縣では、今の豫算の問題を生じない。)地方長官に請求せしむる場合でも收用審査會たる機關を府縣經濟の立場から獨立せしめて考へ、府縣豫算を通す必要なしとする觀方もある。

然し、收用審査會の代表機關たる地方長官が、其の費用を支出するには、當然收用審査會より支出することと爲り、而して收用審査會の費用が原則として、府縣の負擔とせられてゐる關係上府縣豫算の歳入歳出に其の費用を計上すべきが適當であると考へられる。

(5) 收用審査會々長及高等文官たる委員の旅費

明治三十三年勅令第二百二號第一條に「收用審査會ノ費用中收用審査會々長及高等文官ニシテ委員タル者ノ旅費ハ所屬官廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨ス」と規定せられ、更に其の所屬官廳の意義に關し、右所屬とは事務の所屬を指すか、官職の所屬を指す義なるかに付、明治三十六年一月十八日土木局長より富山縣知事に對する回答では「所屬官廳トハ官職ノ所屬ヲ指ス義」なるべきことを示してゐる。

(6) 高等文官に非ざる審査委員の旅費

右に關しては、施行令第十二條第二項の規定があり更に明治三十三年五月十一日各地方長官宛土木局長通牒を以て「土地收用法施行令第十二條第二項高等文官ニアラサル審

査委員ノ旅費ニ關スル件ハ府縣制第九十四條ニ依リ定メラレシ所ノ規定ニ依ル義ニシテ審査委員ノタゞ殊更ニ規定ヲ設クルヲ要セサル義ニ有之」旨を指示してゐる。即ち高等文官に非ざる審査委員の旅費は、府縣制第九十四條に依り、名譽職參事會員の費用辨償額として、府縣條例を以て、定められたるものに依つて支給せらるべきであり、特に審査委員の旅費規則の如きものを設くるの要なき次第である。

(7) 土地所有者及關係人呼出の場合に於ける費用

此の費用に關しては、富山縣知事照會に對し、明治三十六年二月十八日土木局長回答を以て「起業者土地所有者及關係人ハ收用審査會ニ呼出スモ旅費若クハ日當宿泊料等ヲ給與スヘキ義無之ト存候」と謂つてゐる。蓋し、法規に明文なきのみならず、利害關係人として、當然の義務に屬するからであると思はれる。

(8) 裁決取消の場合更に開きたる審査會の費用

此の費用に付ては、法第六十九條第一項の規定に照し明かなる如く、起業者、土地所有者及關係人に負擔せしむる

ことが出来ないので殆ど府縣の負擔となる（同條第一項）

(9) 其の他の費用

其の他の費用は法第六十九條第一項の規定に依り府縣の負擔と爲つてゐる。

(三) 合同收用審査會の費用

二府縣以上に涉る事業に係るときは、法第四十六條の規定に依り合同收用審査會を開くことが出来るが、此の場合の費用に付ても、通常審査會の費用と同一であるが、會の費用であつて、府縣の負擔すべきものの中高等文官に非ざ

る委員の旅費は、其の所屬府縣の負擔とし、其の他は關係府縣の分擔とせられてゐる。（明治三十三年勅令第一〇一號）分擔割合は勿論平等であると思はれる。

(四) 地方長官が損失補償決定を爲すに付呼出した鑑定人

及事實參考人の旅費及手當

起業者が土地に立入りを爲し、又は起業者が事業を廢止變更したるに因る補償に付協議不調の場合は、法第五十九條に依り、地方長官が補償の決定を爲すことになつてゐる。

(六) 直接強制費

が、其の決定を爲すに付て、鑑定人及事實参考人を呼出し意見を聽く場合がある。その鑑定人及事實参考人は旅費、日當を請求することが出来るが、其の場合の費用負擔及びの方法等に付ても、法第六十九條及明治三十三年勅令第一〇二號第三條に依り、收用審査會の場合と同様である。但し旅費額及日當は、收用審査會の場合に於ては之に要した費用に付ては審査會が定めるが此の場合は地方長官が定むることになつてゐる。（施行令第十五條）

(五) 代執行費

地方長官が義務者の爲すべき行爲を自ら執行し又は他人をして執行せしめたる爲めに要した費用は、法第七十條に依り、府縣の負擔とせられてゐる。然し其の費用は、義務者より之を徴収することが出来る。而して此の費用納入義務を履行せぬ者に對しては、府縣制第百十六條の規定に基き國稅滞納處分の例に依り強制徴収が出来る。法第七十四條の規定を適用すべきでないと思はれる。

義務者が義務を履行せざるとき、地方長官は法第七十三条の規定に依り、直接強制を爲す場合がある。此の費用は義務者の負擔となるべきである。故に此の費用納入義務を履行せぬ者に對しては、法第七十四條の規定に依り國稅滞納處分の例に強制徵收するのである。

### (七) 代位履行費

法第六十一條但書の場合、即ち（一）被收用者が知れて居ても住所不明の場合又は財力不足若は他人の妨害の爲めに被收用者が義務を履行し得ない場合（二）被收用者を知ること能はざる場合には、起業者の請求に依り、市町村長は被收用者に代つて、被收用者の爲すべき行爲を行ふのであるが、之に要する費用は法第七十一條の規定に依り、市町村の負擔となつてゐる。但し其の費用は前掲代執行費用徵收の場合と同様後に義務者に對し強制徵收が出來るし、又は義務者の受領すべき補償金の中から徵收することも出來るのである。

